

令和8年度福島県クマ特別対策捕獲計画書

令和8年6月10日

福島県農林水産部環境保全農業課

1 目的

本県では、ツキノワグマ（以下、「クマ」とする。）の農作物被害に対応し、捕獲や侵入防止柵設置等の対策を講じてきたところであるが、令和7年度はクマの目撃件数、人身被害数ともに過去最多を記録し、農業生産現場における人身事故及び農作物被害防止に向けた対策が強く求められているため、本事業による対策を実施する。

本事業では、被害防止計画の対象獣種にクマを挙げている市町村を対象に、農地周辺における有害性の高い個体の捕獲を強化するとともに、環境診断の実施、高齢化や離農等により放任されている果樹の伐採などの総合的な対策に取り組む。

2 生息状況及び被害状況等

（1）推定生息数＜福島県ツキノワグマ管理計画（第4期計画、令和4年3月策定）より抜粋＞

第2期計画の期間においては、県内5地域でのカメラトラップによる調査により、約1,783頭～5,112頭（平均値2,970頭）と推定している。その後、第3期計画では、広域調査の結果から福島奥羽個体群の推計として約2,268頭～5,176頭（平均値3,408頭）の数値が得られている。また令和2年度には福島市や会津美里町においてカメラトラップによる調査を拡大し、約4,425頭～7,116頭（平均値5,576頭）を推定生息数とした。

（2）被害状況

令和元年度以降の人身被害の推移は表1のとおり。令和7年度は21件24名の人身被害が発生し、過去最多となった。令和8年度に入っても例年に比べて目撃情報が多く、人身被害が発生している。

農作物被害については、表2のとおり。年次変動があるものの、毎年被害が発生している。被害は、リンゴ、モモ等の果樹被害が最も大きく、トウモロコシや水稻、そばなど、多品目に及んでいる。また、令和7年度については、エサとなる堅果類（ブナ、ミズナラ、コナラ）が凶作となったことから、農業生産現場での出沒が増え、果樹や水稻で被害の情報が寄せられている。

（3）捕獲状況

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した令和7年度の有害捕獲は、856頭（緊急捕獲851頭、クマ特別対策5頭、幼獣含む）であり、過去最多となった。

（4）被害防止計画の策定状況

本県において被害防止計画を策定している58市町村のうち、対象獣種にクマを上げているのは41市町村である。

表1：年次別人身被害件数

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人数	9	9	3	7	15	6	24

表2：年次別農作物被害金額

単位：千円

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
被害金額	9,498	13,043	3,810	3,731	7,236	3,426

3 事業内容

- (1) 事業実施主体 福島県
- (2) 事業実施期間 令和8年6月～令和9年3月
- (3) 捕獲目標 436頭 ※本事業による捕獲目標。
- (4) 実施方法

- ア 実施体制整備

事業に取り組む市町村や専門家等を参集し対策会議を開催する。

- イ 集落環境診断等の実施

専門家のアドバイスのもと集落環境診断を実施し、対策を強化すべき場所を明らかにする。また、対策について農業者や実施隊への研修会を実施する。

- エ クマの捕獲

農作物被害の多い時期の捕獲を強化するため、各市町村から依頼された有害捕獲従事者が、対象期間内（7月～10月）にクマを捕獲した際の活動経費について24,000円/頭（上限単価）を補助する。ただし、予算が不足する場合は単価調整を行う。

併せて、クマ用捕獲罠及び捕獲通知機器の導入を推進する。

- ウ 生息環境管理

農地周辺において、誘因物となる放任果樹や潜み場となる藪等を伐採する。

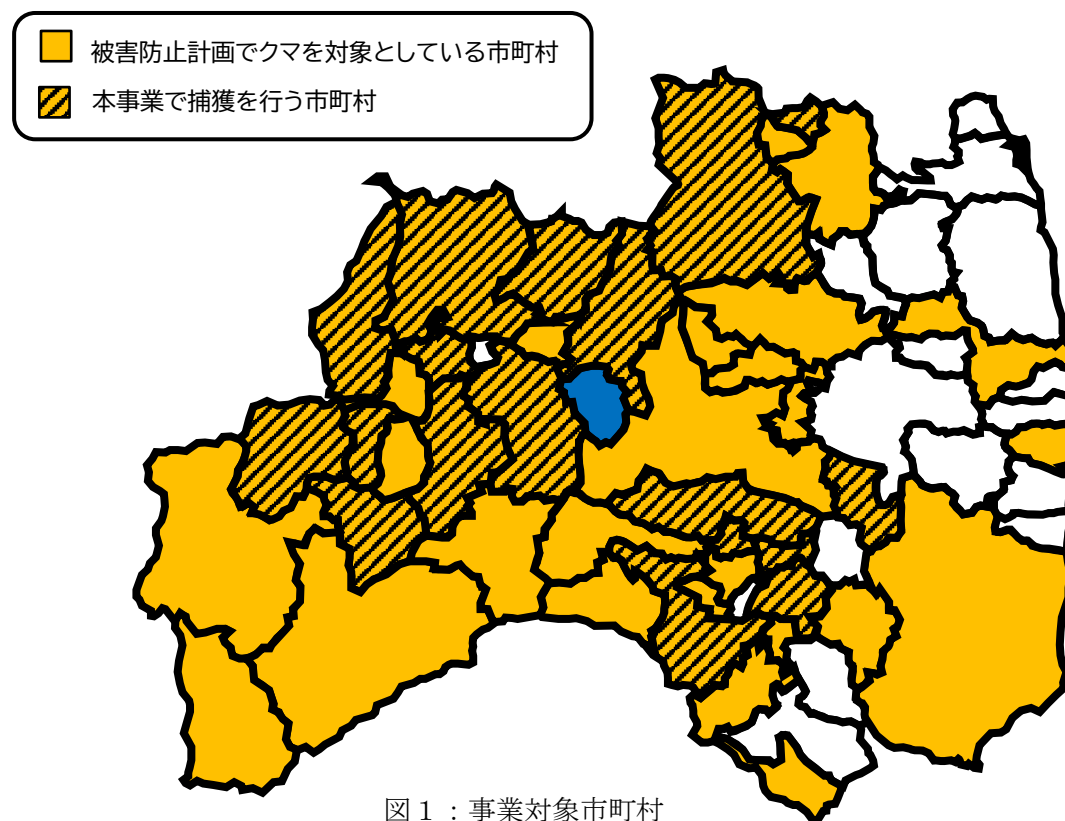


図1：事業対象市町村

4 事業の評価

事業実施後の事業評価は第三者専門家の意見を聞き作成する。